

事務所だより

令和7年11月号



〒861-8029

熊本市東区西原2丁目6番21号

杉山友香社会保険労務士事務所

TEL:096-201-8021 FAX:096-201-8022

<https://sugiyama-office.p-kit.com/>

最低賃金対策について

～熊本は令和7年1月1日より改定となります！～



文責：伊東 毅

すでに公表されているとおり、今年度の最低賃金が決まりました。

いくつか挙げてみると、北海道1,075円、宮城1,038円、東京1,226円、福岡1,057円、佐賀1,030円、熊本1,034円。

特筆すべきは、熊本のアップ額82円は全国一位で、次いで大分1,035円となった81円アップでしょうか。隣接する大都市福岡との格差が、昨年まで40円の差をつけられていたので、人材流失が懸念されており、格差の是正をとの思惑があったことも一因かと思います。しかし、これまでにアップするとは…

そこで、最賃割れを防ぐ方策を考えてみました。



1 最低賃金の対象となる賃金と除外賃金

(1) 1ヶ月以内の期間ごと（日払い、週払い、月払い）に支払われる、通常の労働時間（残業は除く）または労働日に支払われる賃金、が対象です。

- ① 基本給の他、毎月定額で支給される手当
- ② 住宅手当 割増賃金では除外することができますが、最賃の計算では対象にできます。
- ③ ベースアップ手当、処遇改善手当も、毎月固定的（定額でなくても対象）に支給されていれば対象です。
- ④ 深夜割増賃金として支給されない、夜勤手当（準夜、深夜手当など）

(2) 対象賃金から除外される賃金として、

- ① 臨時に支払われる賃金（見舞金、お祝い、退職金など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごと支払われる賃金（賞与等）
- ③ 残業手当など割増賃金（準夜・深夜手当、夜勤手当等）
- ④ 皆勤手当 ⑤ 通勤手当 ⑥ 家族手当 の限定列挙



2 対策 不利益変更にならない範囲で行います。

(1) 精皆勤手当が支給されている場合

精皆勤手当を廃止して、毎月定額で支給する手當に組み入れる。

(2) 定額残業手当で支払っている残業時間数を減らして、手当を減額して、他の手當に加算する。

例 定額残業手当3万（月45時間）⇒1万（月15時間）

この場合は、月15時間を超える残業時間については別途残業手当を支給。

3 最低賃金は絶対クリアしないといけませんので、月次給与はクリアーするようにして、賞与はその後の支払能力に応じた支給にせざるを得ないかと思います。

ご相談に応じますので、ぜひ担当社労士までお尋ねください。



～おまけ～ 熊本は1月1日より改定ですが、他県では新しい最低賃金額で改定されてます！

Q 最低賃金は住所/勤務先/本社のいずれが適用されるのか？

- A. 実際に働く事業所が基準です！！本社が熊本でも福岡支店に勤務していれば
福岡の最低賃金が適用となりますのでご注意ください。



男性の育児休業取得率及び取得日数が上昇！

～明治安田生命が実施した「子育てに関するアンケート調査」より～

文責：杉山 友香

近年、男性の育児休業取得が当たり前の時代になってきました。先日、発表がありました明治安田生命が実施した「子育てに関するアンケート調査」の結果は以下の通りとなっており、育児休業取得率は合計で 42.1% となっています。2018 年の調査から、7 年間で取得率は 2.5 倍となりました。

■男性の育休取得率・取得日数



また取得期間についても長くなつてきており、2018 年の調査でもっとも取得率が多かったのは 1 日以上 1 週間未満でしたが、今回の調査では 1 か月以上 3 か月未満がもっと多くなっています。男女ともに育児を分担するという考え方が当たり前になってきたこと、また企業としてもその取得を後押しする傾向が強くなっていることから、男性の育児休業取得率は今後も上昇を続けることになるでしょう。企業としては男性社員が数か月間育児休業を取得することになっても安定的に業務が進む環境整備を行うことが重要となります。

男性育児休業取得に関する両立支援等助成金もございますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。

- ・出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金第 1 種 20 万～第 2 種 60 万)
- ・育児休業等支援コース
(育休取得時 30 万、職場復帰時 30 万)
- ・育休中等業務代替支援コース
(育休中・短時間勤務代替者に手当支給したら支給総額の 3/4 を支給)

